平成２２年（フ）第１８９号
鳥取県鳥取市立川町２丁目402番地　県住20号
債務者　田上富美子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５２号
鳥取県境港市渡町3830番地　ハウスメイトⅠ―103号
債務者　澤　　昇
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第７０４号
広島県東広島市高屋高美が丘７丁目３番３号
債務者　鶴井　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７号
香川県高松市伏石町1321番地11、申立時の住所香川県丸亀市原田町2242番地　ベル・メール原田町705号
債務者　長谷川真二（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１６１号
香川県仲多度郡多度津町桜川２丁目２―53号、住民票上の住所香川県仲多度郡多度津町大字見立1320番地１
債務者　秋山　高子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第５２８号
愛媛県松山市古川北１丁目16番18号
債務者　松原　正樹
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５２９号
愛媛県松山市古川北１丁目16番18号
債務者　松原　倫子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５３６号
愛媛県松山市土居田町28番地　村上第１ビル405号
債務者　**藤**岡　純一
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５４６号
愛媛県松山市福音寺町694番地10
債務者　竹本　寛美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５５６号
愛媛県松山市三番町１丁目６番地10　ニュー三番町ハイツ202号
債務者　横山　鈴江
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５５８号
愛媛県松山市久万ノ台137番地６　共同生活住居やわらぎ211号
債務者　武知　繁博
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５７０号
愛媛県松山市湊町４丁目11番地２　第７コートエル502号、住民票上の住所愛媛県松山市湊町４丁目11番地２　福田ビル502号
債務者　片岡　良臣
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５７１号
愛媛県松山市湊町４丁目11番地２　第７コートエル502号、住民票上の住所愛媛県松山市湊町４丁目11番地２　福田ビル502号
債務者　片岡　寿子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５７６号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1362番地
債務者　仙波　文江
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７００号
高知市寿町９番１号　901ビル３Ｆ
債務者　小松　幸二
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７５３号
高知市江陽町８番６号　尾崎マンション103
債務者　佐々川靖章
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７５７号
高知市瀬戸東町３丁目109番地　てくとこ瀬戸
債務者　川添　祐一
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所破産係